

お 知 ら せ

2023年10月5日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る 原子炉設置変更許可について

当社は、2022年1月6日に原子力規制委員会へ女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設*の設置に係る「原子炉設置変更許可」申請を行い、2023年5月31日、7月12日に同申請に関する補正書を提出しておりました。

(2022年1月6日、2023年5月31日、7月12日お知らせ済み)

本申請の内容について、これまで原子力規制委員会による審査を受けてまいりましたが、昨日、原子炉設置変更許可をいただきました。

今後、設備の詳細設計に係る「設計及び工事計画認可申請書」について、準備が整い次第、原子力規制委員会に提出することとしております。

当社といたしましては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以 上

※ 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

本施設は、新規制基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内(2026年12月22日まで)の設置が要求されている。

(別紙) 特定重大事故等対処施設の概要